

## 介護サービス事業者の業務管理体制に係る届出について（概要）

### 1 業務管理体制の整備

事業所・施設の数 が 1以上20未満	・法令遵守責任者の選任
事業所・施設の数 が 20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備
事業所・施設の数 が 100以上	・法令遵守責任者の選任 ・法令遵守規程の整備 ・業務執行の状況の監査を定期的に実施

(注) 事業所・施設の数には、介護予防のサービスに係る事業所を含みますが、みなし事業所<sup>\*</sup>を除きます。

※ みなし事業所…病院などが行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所をいいます。

### 2 届出事項

全ての事業者	・事業者の名称 ・事業者の主たる事務所の所在地 ・事業者の代表者の名前、生年月日、住所、職名 ・法令遵守責任者 <sup>(注1)</sup> の名前、生年月日
事業所・施設の数 が 20以上の事業者	・法令遵守規程の概要 <sup>(注2)</sup>
事業者・施設の数 が 100以上の事業者	・業務執行の状況の監査の方法の概要 <sup>(注3)</sup>

(注1) 法令遵守責任者については、何らかの資格などを求めるものではありませんが、少なくとも介護保険の関係法令に精通し、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任することが求められます。

(注2) 法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセスを記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」については、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、当該規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注3) 事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、株式会社などであって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役などが法令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、内部監査又は外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所・施設に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所・施設ごとの自己点検などと定期的な監査を組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者が当該監査に係る規程を

作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

### 3 届出先

区分	届出先
(1) 事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
(2) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
(3) 全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者	都道府県知事
(4) 全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
(5) 全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者	中核市の長
(6) 地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

### 4 届出の様式

福山市様式は次ページ以降を参照。厚生労働省（地方厚生局）、都道府県において、別途様式を定めていますので、届出先の機関の定めた様式により届け出てください。

<厚生労働省>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/service/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/)

厚生労働省トップページ(<https://www.mhlw.go.jp>) > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護サービス事業者の業務管理体制

<広島県>

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/1242103256800.html>

広島県トップページ(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>) > 組織でさがす > 健康福祉局 医療介護基盤課 > 介護保険事業者の方へ > 介護保険各種届出様式集／（予防）事業者指定・更新・変更・廃止等申請書様式 > 業務管理体制整備に関する各種届出について

<福山市>

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/kaigo/1115.html>

福山市トップページ(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/>) > 担当部署でさがす > 介護保険課 > 事業者の方はこちら > 届出等様式集 > 1各種届出に係る書類 > 5 介護サービス事業者の業務管理体制に関する届出書

### 5 届出方法

届出については、業務管理体制の整備に関する届出システムより電子申請を御利用ください。

（従来どおり、窓口持参や郵送等による届出も可能。）

<業務管理体制の整備に関する届出システム>

<https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do>

※ログイン方法等については、次のマニュアルを御参照ください。

<業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル～事業者版～>

[https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/information/manual\\_HOJIN.pdf](https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/information/manual_HOJIN.pdf)